

介護休暇は年5日まで取得可能。（常勤職員は特休、有期雇用職員は無給となります）
・休暇取得時は、下表に要介護者状態について○を記入してください。
・休暇簿（裏面）の理由欄に「介護休暇（対象家族の氏名・続柄）」と記入し、本用紙と併せて提出してください。
※年5日を超える場合は介護休業となりますので、蔵本人事課にお問い合わせください。（病院総務課労務係 内線3121）

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

介護休業は2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなります。ただし、この基準に厳密に従うことにとらわれて労働者の介護休業の取得が制限されてしまわないように、介護をしている労働者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう、事業主は柔軟に運用することが望まれます。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する場合であること。

- （1）介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
- （2）状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目 \ 状態	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持（10分間一人で座 ていることができる）	自分で可	支えてもらえれば できる（注3）	できない
②歩行（立ち止まらず、座り込 まずに5m程度歩くことが できる）	つかまらないで できる	何かにつかまれば できる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車い すと便座の間を移るなどの乗 り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が 必要	全面的介助が必 要
④水分・食事摂取（注4）	自分で可	一部介助、見守り等が 必要	全面的介助が必 要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が 必要	全面的介助が必 要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が 必要	全面的介助が必 要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回 ある
⑨物を壊したり衣類を破くこ とがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日 ある（注5）
⑩周囲の者が何らかの対応を とらなければならないほどの 物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日 ある
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が 必要	全面的介助が必 要
⑫日常の意思決定（注6）	できる	本人に関する重要な 意思決定はできない （注7）	ほとんどでき ない

- (注1) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。
- (注2) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。
- (注3) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。
- (注4) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注5) ⑨3の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。
- (注6) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注7) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示や支援を必要とすることをいう。

介護休業等の制度について

1. 介護休業

対象者	負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）を介護する必要がある職員。
期間	連続する6か月の期間内
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹等
申出期限	介護休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに、「介護休業申出書」等必要書類を人事課蔵本人事係に提出してください。
その他	・延長は、1回に限り可能です。 ・期間をあけて取得する場合、申請は計3回まで可能です。（取得できる日数は合計6か月まで） ・原則として、申し出た介護休業期間の満了までに復帰することは出来ません。

介護休業には、給付金の支給があります。

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

2. 介護部分休業

対象者	1. 介護休業と同様。
期間	・1日を通じて、連続した4時間の範囲内で1時間を単位として取得 →連続する3年の期間内で、最長6か月取得可能 ・1日につき、2時間を超えない範囲内で30分を単位として取得 →連続する3年の期間内で、取得可能
対象家族の範囲	1. 介護休業と同様。
申出期限	介護部分休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに、「介護部分休業申出書」等必要書類を人事課蔵本人事係に提出してください。

3. 介護休暇

対象者	要介護状態にある対象家族の介護・その他の世話をを行う職員。
期間	1年に5日（要介護者が2人以上の場合は、10日）
対象家族の範囲	1. 介護休業と同様。
申出期限	事前に申し出てください。（システムまたは休暇簿により、申請してください。）
その他	・対象家族の氏名、続柄を明示してください。 ・厚生労働省HPより「要介護状態の判断基準」を印刷し、該当の箇所に印をつけたものを添付してください。

4. 参考

各規則は就業規則・労使協定関係に揭示しています。

徳島大学HP> 学内教職員用ページ> 事務関連ホームページ> 就業規則・労使協定関係

- ・国立大学法人徳島大学職員の介護休業に関する規則
- ・国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する細則

本学では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

【書類提出先・相談窓口】人事課蔵本人事係

内線：（蔵本）7505

Email：jnjin2k@tokushima-u.ac.jp

介護休業等の制度について（有期雇用職員）

1. 介護休業

対象者	負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）を介護する必要がある職員。
期間	要介護者1人につき、通算93日間の範囲内。
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹等
申出期限	介護休業開始予定日の2週間前の日までに、「介護休業申出書」等必要書類を人事課蔵本人事係に提出してください。
その他	・延長は、1回に限り可能です。 ・期間をあけて取得する場合、申請は計3回まで可能です。（取得できる日数は合計93日まで） ・原則として、申し出た介護休業期間の満了までに復帰することは出来ません。

介護休業には、給付金の支給があります。

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

2. 介護部分休業

対象者	1. 介護休業と同様。
期間	・1日を通じて、連続した4時間の範囲内で1時間を単位として取得 →連続する3年の期間内で、最長93日取得可能 ・1日につき、2時間を超えない範囲内で30分を単位として取得 →連続する3年の期間内で、取得可能
対象家族の範囲	1. 介護休業と同様。
申出期限	介護休業開始予定日の2週間前の日までに、「介護休業申出書」等必要書類を人事課蔵本人事係に提出してください。

3. 介護休暇（無給休暇）

対象者	要介護状態にある対象家族の介護・その他の世話をを行う職員。
期間	1の年度に5日（要介護者が2人以上の場合は、10日）
対象家族の範囲	1. 介護休業と同様。
申出期限	事前に申し出てください。（システムまたは休暇簿により、申請してください。）
その他	・対象家族の氏名、続柄を明示してください。 ・厚生労働省HPより「要介護状態の判断基準」を印刷し、該当の箇所に印をつけたものを添付してください。

4. 参考

各規則は就業規則・労使協定関係に揭示しています。

徳島大学HP>学内教職員用ページ>事務関連ホームページ>就業規則・労使協定関係

- ・国立大学法人徳島大学有期雇用職員等の育児・介護休業に関する規則
- ・国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則

本学では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

【書類提出先・相談窓口】人事課蔵本人事係

内線：（蔵本）7505

Email：jnjin2k@tokushima-u.ac.jp